

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会

アンチ・ドーピング規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下、「JBFA」という。）のアンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とする。

第2条（アンチ・ドーピング規程の適用対象者）

本規程は、以下に対して適用される。

- （1）JBFA の管轄するカテゴリー活動に参加する競技者およびサポートスタッフ
- （2）JBFA に加盟するクラブチームに登録する競技者およびサポートスタッフ
- （3）国内競技連盟及びその他役職員及び委員会委員等の関係者

第3条（JADA との連携・協力）

JBFA は、日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「世界規程」という。）、国際基準（以下、「国際基準」という。）に基づく義務を履行する責任を負う。

第4条（日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力）

日本規程に基づく日本スポーツフェアネス推進機構（以下、「J-Fairness」という。）の権限と責務を尊重し、J-Fairness 及び JADA と連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

第5条（JBFA の役割と責務）

- （1）JBFA は、日本規程第 22 条に定める役割と責務を負う。
- （2）JBFA は、加盟する国際競技連盟から世界規程第 20.3 項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。
- （3）JBFA は、教育に関する国際基準に基づき、競技者及びサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。
- （4）本役割と責務のため、JBFA はアンチ・ドーピング委員会を設置し、推進する。

第6条（競技者の役割と責務）

競技者は、日本規程第 24 条に定める役割と責務を負う。

第 7 条（サポートスタッフの役割と責務）

サポートスタッフは、日本規程 25 条に定める役割と責務を負う。

第 8 条（結果管理手続、決定の効力）

アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理され、その決定はすべての国内競技連盟（その加盟組織および下部組織を含む）を拘束する。

第 9 条（活動評価）

- （1）JBFA は、JADA が行う国内競技連盟の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。日本規程第 22 条に定める役割と責務を負う。
- （2）JBFA は、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADA と連携し、その改善に努めるものとする。

第 10 条（不服申立て）

日本規程第 12 条に基づいて JADA が JBFA に課す制裁処分については、同規程第 13.2.3.5 項に定める通り JBFA は日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

第 11 条（他の署名当事者等の決定の拘束力）

署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の行った決定は、JADA 及び日本の国内競技連盟に対して自動的に拘束力を有する。

第 12 条（解釈）

本規程において使用される用語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が本規程に優先されるものとする。

第 13 条（施行・改訂）

本規程は、2022 年 8 月 1 日から施行する。

改訂は JBFA 理事会の承認を経るものとする。

2022 年 12 月 21 日一部改訂

第 2 条（3）を次のように改める

- （3）国内競技連盟及びその他役職員及び委員会委員等の関係者

別紙

1) 第 5 条根拠 日本規程代 22 条

第 22 条 国内競技連盟の追加的な役割と責務（日本規定）

22.1 日本のすべての国内競技連盟及びその加盟組織は世界規程、国際基準及び本規程を遵守するものとする。日本のすべての国内競技連盟及び他の加盟組織は、本規程の序論（「本規程の適用範囲」の項）において特定されるとおり、そのアンチ・ドーピング権限に基づき競技者及びその他の人に関して直接、日本の国内アンチ・ドーピング・プログラムを実施し、本規程を執行する上での JADA の権限及び責任を承認するために必要な規定を、その方針、規則及びプログラムの中に含めるものとする。

22.2 すべての国内競技連盟は、JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないものとする。

22.3 日本の各国内競技連盟は、日本国政府及び／又は JSC、JOC、JPC から金銭的及び／又は他の支援を受けるための条件として、日本の国内アンチ・ドーピング・プログラム及び本規程の精神及び条件を受諾し、これらに従うものとする。

[第 22.3 項の解説：JADA は、JADA の承認並びに本規程の受諾及び適用が、国内競技連盟の政府及び／又は JSC、JOC、JPC からの金銭的及び／又は他の支援の受領の前提条件であることを意味することを確保するために、自己の政府及び JSC、JOC、JPC と協力的に作業するものとする。]

22.4 日本の各国内競技連盟は、国内競技連盟が自己のアンチ・ドーピング権限に基づき競技者及びその他の人について直接本規程を実施することができるよう、その準拠文書、憲章及び／又は規則に、自己の加盟組織を拘束するスポーツの規則の一部として、直接又は参照の方法により、本規程を組み込むものとする。

22.5 本規程を採択し、自己の準拠文書及びスポーツの規則に組み込むことにより、各国内競技連盟はその機能において JADA に協力し、これを支援するものとする。また国内競技連盟は、自己の権限に基づき人に対して制裁措置を賦課する決定を含む本規程に従い行われた決定を承認し、遵守し、実施するものとする。

22.6 日本のすべての国内競技連盟は、とりわけ以下の事項を行うことにより、世界規程、国際基準及び本規程の遵守を執行するための適切な措置を講じるものとする。

(i) 「教育に関する国際基準」の趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動を JADA と連携し推進すること、

(ii) すべての国内競技連盟は、主体的に教育アクティビティを推進し、クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育てること、

(iii) 自己の国際競技連盟の文書化された権限に基づいてのみ、また「検査及びドーピング調査に関する国際基準」を遵守して検体を採取するために JADA その他の検体採取機関を利用して、検査を行うこと、

(iv) 世界規程第 5.2.1 項に従い JADA の権限を承認し、JADA が自己、又は参加の組織が主催する競技大会においてドーピング検査室の設置を含む検査運営に協力するこ

と。JADA からの要請に従い、競技大会の規模に見合うシャペロンの確保を行うこと、

- (v) 自己が関係する国際競技大会に参加する海外からの競技者を含む競技大会参加競技者の所在を含む照会に応じること、
- (vi) 第 6.1 項に従い WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関を使用して採取されたすべての検体を分析すること、並びに、
- (vii) 国内競技連盟が発見した国内レベルのアンチ・ドーピング規則違反事案が、第 8.1 項及び「結果管理に関する国際基準」に従い運営上の独立性を有する聴聞パネルにより裁定されることを確保すること。

22.7 すべての国内競技連盟は、国内競技連盟若しくはその加盟機関により承認され、又は運営される競技会若しくは活動に参加するすべての競技者、及び当該競技者に関連するすべてのサポートスタッフに対し、本規程に適合したアンチ・ドーピング規則に同意し、アンチ・ドーピング機関の結果管理権限に服することを、当該参加の要件として要求する規則を定めるものとする。

22.8 すべての国内競技連盟は、自己に正式加入していない競技者に対し、競技大会の参加資格要件として、本規程に拘束されることに同意すること、検体の採取を可能にすること、及び必要に応じて正確かつ最新の居場所情報を提出することを要請するものとする。

22.9 すべての国内競技連盟は、JADA 及び自己の国際競技連盟に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆し又はこれに関連する情報を報告するものとし、調査を実施する権限を有するアンチ・ドーピング機関及び JSC が実施する調査に協力するものとする。

22.10 すべての国内競技連盟は、自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告し、措置の適切な執行を確保するものとする。

22.11 各国内競技連盟は、アンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、組織幹部を含む関係者間で活動の重要性を理解し、推進する体制を構築するものとする。特に教育の実施については実効性を伴う体制とする。

22.12 各国内競技連盟は、アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開するものとする。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を理解することを要請するものとする。

22.13 各国内競技連盟は、アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフ及び都道府県連盟等に対する資金拠出の全部又は一部を留保するものとする。

22.14 すべての国内競技連盟は、若年競技者へのスポーツの価値を基盤とした教育を中心として、管轄下の競技者とサポートスタッフに対してアンチ・ドーピング教育を実施するものとする。また、競技者がドーピング・コントロールの経験、及び競技大会への派遣の前に、アンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報提供を受ける機会を確保することによって、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動ができることを確実にするものとする。

22.15 すべての国内競技連盟は、特定のニーズを有する学習者に合わせて教育アクティビティを調整するものとする。

22.16 すべての国内競技連盟は、サポートスタッフ、特に監督、コーチ、強化担当者に対して継続

的な教育を実施することにより、競技者がドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めるものとする。

22.17 すべての国内競技連盟は、競技大会におけるアンチ・ドーピング教育及び啓発、情報提供活動を実施するものとする。特に国際競技連盟より依頼があったものは JADA と協働して実施する。

22.18 すべての国内競技連盟は、年間教育計画を策定、実施、評価し、それらを JADA と共有するものとする。

22.19 各国内競技連盟は、適任な「教育者」を任命し育成するものとする（教育には競技者又は引退した競技者等を含むことが望ましい）。

22.20 すべての国内競技連盟は、若い世代よりスポーツの精神を育むため、スポーツの価値を基盤とした教育を JADA を含む関係団体と連携して推進するものとする。

22.21 すべての国内競技連盟は、関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力するものとする。

22.22 すべての国内競技連盟は、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが JADA 又は国内競技連盟の権限の下の競技者に支援を提供することを防ぐための規律規則を設けるものとする。

20.3 国際競技連盟の役割及び責務（世界規定）

20.3.1 本規程及び国際基準に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。

20.3.2 加盟の要件として、傘下の国内競技連盟及び他の加盟機関の規範、規則及びプログラムが本規程及び国際基準を遵守することを義務づけ、当該遵守を執行するために適切な行動をとること。遵守の領域は以下を含むが、これらに限られない。(i) 自己の国内競技連盟がその国際競技連盟の文書化された権限に基づく場合にのみ検査を行い、また、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従って検体を採取するために自己の国内アンチ・ドーピング機関又は他の検体採取権限を有する機関を使用することを義務づけること、(ii) 自己の国内競技連盟が第 5.2.1 項に従って自己の国における国内アンチ・ドーピング機関の権限を自己の国内競技連盟が承認し、自己の競技に関する国内アンチ・ドーピング機関による国内検査プログラムの実施に対し、適切に支援することを義務づけること、(iii) 自己の国内競技連盟が、第 6.1 項に従って WADA が認定し又は WADA が承認する分析機関を使用して採取されたすべての検体を分析することを義務づけること、並びに(iv) 自己の国内競技連盟が発見した国内レベルのアンチ・ドーピング規則違反の事案が、第 8.1 項及び「結果管理に関する国際基準」に従って運営上の独立性を有する聴聞パネルにより判断されることを義務づけること。

20.3.3 国際競技連盟若しくはその加盟機関により承認され、若しくは運営される競技会若しくは活動のための準備を行い、又はこれに参加するすべての競技者、及び当該競技者に関連するすべてのサポートスタッフに対し、本規程に適合するアンチ・ドーピング規則に同意し、拘束されることを、当該参加又は関与の要件として義務づけること。

- 20.3.4 ドーピング・コントロールの一面に関与している自己のすべての理事会構成員、理事及び役員、並びに自己の職員（並びに任命された委託された第三者のこれらの者）に対し、直接かつ意図的な不正行為について本規程に適合するアンチ・ドーピング規則に人として拘束され、又は署名当事者が設置する類似の規則及び規制に拘束されることに同意することを、当該地位又は関与の要件として義務づけること（但し、適用法令に従うものとする。）。
- 20.3.5 本規程に基づき暫定的資格停止がなされ、若しくは資格停止期間に服しており、又は本規程の対象でない場合には、本規程に適合する規則が当該人に適用されていたのであればアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為に過去 6 年以内に直接かつ意図的に従事した、（授権されたアンチ・ドーピング教育又はリハビリ・プログラム以外の）ドーピング・コントロールに関連する立場にある人を、そうであると知りながら雇用しないこと（但し、適用法令に従うものとする。）。
- 20.3.6 国際競技連盟又はその傘下の国内競技連盟に正式登録していない競技者に対し、検体の採取に応じること及び国内競技連盟が定めた参加資格要件、又は、場合に応じて、主要競技大会機関が定めた参加資格要件に合致するように、国際競技連盟の登録検査対象者リストの一部として、正確かつ最新の居場所情報を提出することを義務づけること。
[第 20.3.6 項の解説：例えば、プロフェッショナルリーグ出身の競技者がこれに含まれる。]
- 20.3.7 国内競技連盟又はその加盟機関の一つが授権し又は組織する競技会若しくは活動のために準備を行い、又はこれに参加するすべての競技者、及び当該競技者に関連するすべてのサポートスタッフに対し、本規程に適合するアンチ・ドーピング規則及びアンチ・ドーピング機関の結果管理権限に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを義務づけること。
- 20.3.8 国内競技連盟に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆し、又は、関連する情報をその国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟に報告し、ドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関の実施するドーピング調査に協力することを義務づけること。
- 20.3.9 (a) 第 24.1 項及び「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に従い、署名当事者による本規程及び国際基準の不遵守を、また、(b) 第 12 条に従い、自己が権限を有する他のスポーツ団体による、本規程及び国際基準の不遵守を、それぞれ思い止まらせるために、適切な行動をとること。
- 20.3.10 国際競技大会においてインディペンデント・オブザーバー・プログラムを承認し、促進すること。
- 20.3.11 本規程及び／又は国際基準を遵守しない傘下の加盟団体又は認定国内競技連盟に対する資金拠出の全部又は一部を留保すること。
- 20.3.12 サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事案に関与しているか否かのドーピング調査を含む、自己の権限内におけるすべての潜在的なアンチ・ドーピング規則違反を積極的に追及すること、措置の適切な執行を確保すること、並びに要保護者がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合にそのサポートスタッフに対する自動的なドーピング調査を実施すること、また、サポートスタッフが支援する 2 名以上の競技者がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合にそのサポートスタッフに対する自動的なドーピング調査を実施すること。

- 20.3.13 該当する国内アンチ・ドーピング機関と連携してアンチ・ドーピング教育を実施するよう国内競技連盟に要請することを含め、「教育に関する国際基準」の要件に従ってアンチ・ドーピング教育を計画し、実施し、評価し、推進すること。
- 20.3.14 政府がユネスコ国際規約を批准し、受諾し、承認し、又は、これに加入している国のみから世界選手権及び他の国際競技大会開催の立候補のための入札を受け入れ、また、（第24.1.9項に基づき要求される場合には）国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会及び／又は国内アンチ・ドーピング機関が本規程及び国際基準を遵守していない国からは、競技大会開催の立候補のための入札を受け入れないこと。
- 20.3.15 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- 20.3.16 第20.7.14項に基づき WADA の実施するドーピング調査について、WADA に全面的に協力すること。
- 20.3.17 正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが、国際競技連盟若しくは国内競技連盟の所轄の下競技者に支援を提供することを防ぐための規律規程を設け、かつ国内競技連盟がかかる規律規程を設けるよう義務づけること。
- 20.3.18 「分析機関に関する国際基準」に定めるとおり、分析機関の運営上の独立性を尊重すること。
- 20.3.19 第2.11項を実施する規範又は規則を採択すること。

2) 第6条根拠 日本規程第24条

第24条 競技者の追加的な役割と責務（日本規定）

24.1 本規程を理解し、遵守すること。

24.2 いつでも検体採取に応じること。

[第24.2項の解説：競技者の人権及びプライバシーに配慮して、正当なアンチ・ドーピング上の判断の結果として深夜又は早朝の検体採取が要請される場合がある。例えば、競技者の一部は、朝発覚されないようにするため、当該時間帯に少量の EPO を使用することが知られている。]

24.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。

24.4 禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを医療従事者に対して自らが伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規程の違反に該当しないようにすること。

24.5 自身が過去10年間の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定を JADA 及び自己の国際競技連盟に開示すること。

24.6 アンチ・ドーピング規則違反を調査するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力すること。

24.7 JADA 若しくは国内競技連盟、又は競技者に対し権限を有する他のアンチ・ドーピング機関が要請した場合には、自己のサポートスタッフの身元を開示すること。

3) 第7条根拠 日本規程第25条

第25条 サポートスタッフの追加的な役割と責務（日本規程）

25.1 本規程を理解し、遵守すること。

25.2 競技者の検査プログラムに協力すること。

25.3 ドーピングを行わない態度を醸成するために、競技者の価値観及び行動に対し自らの影響力を行使すること。

25.4 サポートスタッフが過去10年の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定をJADA及び自己の国際競技連盟に開示すること。

25.5 アンチ・ドーピング規則違反を調査するアンチ・ドーピング機関及びJSCのドーピング調査に協力すること。

25.6 サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用し又は保有しないものとする。

4) 第10条根拠 日本規程第12条および13条

第12条 他のスポーツ関係団体に対するJADAの制裁措置（日本規定）

JADAが、日本の国内競技連盟又は自己が権限を有する他のスポーツ関係団体が当該組織又は団体の能力範囲内で本規程を遵守し、実施し、支持し、執行しなかったことを知ったときには、JADAは、JOC又は国際競技連盟に対し、次の追加的な規律処分を講じることを要請することを選択することができ、又は自己が権限を有する場合には、自己が次の追加的な規律処分を講じることができる。

12.1 特定の将来の競技大会又は特定の期間内に実施される競技大会の一切から当該組織のメンバーの全部又は一部を排除すること。

12.2 以下の事項に従い、当該組織又は団体の承認、そのメンバーによるJADAの活動への参加資格、並びに罰金に関して、追加的な規律処分を講じること。

12.2.1 当該組織又は団体との関連を有する競技者又はその他の人が、12ヶ月間の期間において、本規程に4回以上違反した場合（第2.4項に関連する違反を除く。）。かかる場合において、(a) 当該組織又は団体のメンバーの全部又は一部は2年を上限としてJADAの活動に参加することを禁止される場合があり、及び／又は(b) 当該組織又は団体は100万円を上限とする金額の制裁金を賦課される場合がある。

12.2.2 当該組織又は団体との関連を有する競技者又はその他の人が、第12.2.1項に記載する違反に加えて、12ヶ月間の期間において、本規程に4回以上違反した場合（第2.4項に関連する違反を除く。）。かかる場合において、当該組織又は団体は4年を上限として資格停止される場合がある。

12.2.3 当該組織又は団体との関連を有する複数の競技者又はその他の人が国際競技大会中にアンチ・ドーピング規則違反を行った場合。かかる場合において、当該組織又は団体は100万円を上限とする金額の制裁金を賦課される場合がある。

12.2.4 当該組織又は団体が、競技者の居場所情報に関する要請をJADAから受けた後に、

JADA が当該情報を認識することが可能な状態に置くための真摯な努力を怠った場合。かかる場合において、当該組織又は団体は、当該組織又は団体の競技者を検査するために JADA が被ったコストを償還することに加え、競技者 1 名あたり 100 万円を上限とする金額の制裁金を賦課される場合がある。

12.3 当該組織又は団体に対する融資その他金銭的及び非金銭的支援を留保すること。

12.4 当該組織又は団体との関連を有する競技者又はその他の人が行ったアンチ・ドーピング規則違反に関する費用の一切（分析機関の費用、聴聞費用及び旅費を含むが、これらに限られない。）について、当該組織又は団体に対し、JADA に対する償還を義務付けること。

13.2.3.5 第 12 条に従って下された決定に対する不服申立て（日本規定）

関連する国内競技連盟は、第 12 条に従って下された JADA の決定に対し、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てを行うことができ、関連する国内競技連盟及び／又は JADA は、日本スポーツ仲裁機構の決定に対し、CAS に不服申立てを行うことができる。